

テーマ：新たな在留資格（特定技能） について

（一社）介護事業操練所
西日本支部

庄司 崇志

1976年10月27日生まれ。
41歳。

2005年
液晶系メーカーでの人事時代に初の外国人採用となるベトナム人研修生の受け入れを行う（年15名、3年計45名）

2008年
協同組合にて外国人研修（現実習）事業に携わる。
入職当初、実習生在籍人数700名。リーマンショックにて350名まで減少を経験。その後回復し、1500名まで拡大。近畿地区にて最大の監理団体となる。既存顧客管理、実習生管理、新規営業、海外面接、理事として入管・JITCO対応等を経験。
介護職種の立上げを行う。

2018年
（一社）介護事業操練所へ入社。西日本支部の開設に伴い西日本支部長となる。

一般社団法人
介護事業操練所

〒248-0003
鎌倉市二階堂22-4
TEL: 050-5812-0501
FAX: 0467-84-8064

Mail: info@soureniyo.com
HP: <http://www.kaigo-s.com/>

外国人人材を受入れる新たな在留資格創設に向け、検討会の初会合が13日、法務省で開かれた。新たな在留資格【特定技能】について11月末までの成立、来年4月施行を目指している。技能が一定レベル以上と判断した外国人を「特定技能（1号）」、熟練レベルに達している場合は「特定技能（2号）」と認定。同時に法務省の入国管理局を格上げして「入国在留管理庁」（仮称）を設置する方針となっている。

※特定技能

5年を上限に日本国内で就労できる新たな在留資格。「技能実習」を終えた外国人や一定の技能を身につけた外国人が対象。人手不足に悩む「介護」「建設」「農業」「造船」「宿泊」などの5分野での労働力確保が狙い。その他、製造業、水産、食品加工、外食等15業種以上に拡大する方向で調整している。

技能実習制度の監理団体のような位置付けで登録支援機関（仮称）というのができるようです。業界団体なのか派遣会社のようなものもありなのか、そもそも営利でもよいのか??まだまだ分からないことが多いですが、変わらないのは人材を供給する送出し機関でしょう。留学、技能実習、技術・人文知識国際業務、特定技能（実習生からの流れが主でしょう）。これらの人材を同じ機関が供給してくるということで、さらに送出し機関の重要性が高くなり見極めが肝要になります。

また、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）は新在留資格【特定技能】に宿泊業が対象となったことを受け、外国人材の受け入れの枠組みづくりに着手を始めたようです。なんと当面はベトナムのみで始める方針とのこと。おそらく時間もないことから国を絞って始めるでしょう。ハノイ大学など日本学科のある大学との協定締結もしたようで、10月にはベトナム観光局と覚書も交わすようです。（その他名前が上がっている大学は優秀な大学ばかりです。）外国人材や制度を知らない業界団体が卒業の優秀な人材が簡単に（安い賃金で）日本に来てくれると思っではないか心配です。介護の立上げと同じことにならないよう祈るばかりです。